

平成30年度大阪産（もん）販路開拓支援事業 事業者募集要項

大阪府では、大規模展示商談会等への出展による販路開拓を支援しています。

自ら選択した商談会への出展に対する経費補助《出展補助コース》を活用し、新たな事業展開に向けて販路開拓に取り組む事業者、生産者の方々を募集します。

1 事業内容など

	《出展補助コース》
事業内容	<p>大阪府が定める商談会（国内・海外）への出展に要する経費の一部補助</p> <p>対象商談会：別表「平成30年度対象商談会一覧」のとおり</p> <p>補助額：対象となる経費の税抜き2分の1以内 （上限：国内15万円、海外30万円）</p> <p><対象となる経費></p> <p>① 展示会出展料（小間料金、ブース設営費、施設使用料等を含む）</p> <p>② 装飾費、設備使用料</p> <p>③ 商品配送費</p> <p>④ 通訳費</p> <p>*④については海外出展のみ</p> <p>*旅費、宿泊費等については対象外ですので、ご注意ください。</p>
募集事業者数	7事業者（予定）
募集期間	平成30年10月5日(金) ～ 平成30年10月29日(月)
留意事項	<p>(1) 展示商談会への出展申込及び契約は、各自が主催者で行ってください。</p> <p>(2) 本事業への申込時点において、出展が確定しているかどうかは問いません。これから出展を申し込む場合は、主催者に申込期間やキャンセル料等を御確認の上、自己の責任において出展契約を結んでください。なお、本事業による不採択等が理由で出展をキャンセルする場合も、府は当該展示商談会への出展申込及び契約等に関して一切の責任を負いません。</p>

2 応募条件

(1) 大阪産（もん）ロゴマーク認証事業者、大阪産（もん）名品認証事業者及び6次産業化（総合化事業計画認定）事業者、その他府が認める者（大阪産（もん）ロゴマーク認証事業者が構成員である団体など）

※これから大阪産（もん）ロゴマーク認証を得ようとする方は、担当までお問合せください。

(2) 出展する商品等を自ら製造し、出展する展示商談会に適したものであること。

(3) 府が実施する本事業に係る説明会、研修会に出席できること。

(4) 大阪府や市町村等が実施する他の補助制度との併用はできません。

(5) 暴力団員又は暴力団密接関係者^{注1}でないこと。また、法人にあっては役員等^{注2}がこれらの者ではないこと。

(6) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者でないこと。

(7) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者でないこと。

[注1] 暴力団密接関係者：暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者。

[注2] 役員等：大阪府暴力団排除条例施行規則第3条第5号に定める者。

※補助決定事業者は、出展後の実績報告をはじめ、大阪府が求める調査に対して、商談等の進捗状況を報告する必要があります。

3 応募方法

下記①～⑥を作成し、郵送により「5 提出先及び問い合わせ先」まで送付ください。

- ①平成30年度大阪産（もん）販路開拓支援事業申込書
- ②展示商談会へ出展する商品の概要がわかる資料（商品案内やパンフレットなど）
- ③会社概要又はこれに準ずるもの
- ④直近2期分の決算書類
（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書）
- ⑤主要株主名簿及び出資比率のわかるもの（法人の場合のみ）
- ⑥要件確認申立書（別紙3）

締切り 平成30年10月29日（月）必着

※不着防止のため、申込書送付後、「5 提出先及び問い合わせ先」に電話にてお知らせください。

4 事業者の決定

- (1) 出展する商品の市場性、特徴や強み等をはじめ、当該展示商談会において、明確な目標を持ち、自己の商品をPRする工夫を考えているか等、審査基準を定め、申込書に記載された内容や応募書類により総合的に判断して決定します。
※申込書には詳細に記載していただくようお願いします。
- (2) 結果は、応募者あてに文書にて通知します（9月下旬を予定）。
- (3) 審査内容に関する問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 本事業決定後、法令等に抵触することが判明した場合や主催者が展示商談会を中止又は延期し当該年度中に出展できない場合は、決定を取り消すことがあります。

5 提出先及び問合せ先

大阪府環境農林水産部 流通対策室 ブランド戦略推進グループ

（担当：岡本、水谷）

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 23階

電話番号：06-6210-9605 ファックス番号：06-6210-9604

メールアドレス：ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp

障がい者雇用状況の改善に向けて、 事業主の皆様のご協力をお願いします。

- ☆ 大阪府と契約を締結した事業主
- ☆ 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主
- ☆ 大阪府の公の施設の指定管理者の指定を受けた事業主

下記のいずれかに該当する事業主の皆様へ

いずれかに該当する事業主の皆様は必ずお読みください

**障がい者が生き生きと働き、自立した生活を送ることができる
地域社会の実現に向け、ハートフル条例を施行しています。**

大阪府は、障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として仕事に就き、その能力を発揮した日々を過ごすことのできる、明るく笑顔あふれる地域社会づくりをめざしています。

そのため、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る目的で、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」を制定し、府と関係のある事業主の皆様に対して、障がい者雇用率（法定雇用率）の達成に向けた取組みを誘導・支援しています。

府では、法定雇用率の達成に向け、必要な助言やニーズに応じた支援をしておりますので、事業主の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

《ハートフル条例》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyourei.html>

《ハートフル条例施行規則》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyoureikisoku.html>

《ハートフル条例に関する広報チラシ》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/7552/00000000/jorei.pdf>

大阪府障がい者雇用促進センター

ハートフル条例の運用や障がい者雇用に取り組む事業主様の支援を行うため、大阪府商工労働部雇用推進室に設置された組織です。